

形成への援助が効果的に行われるように努める。

(三) 教育相談に関する専門的な知識や技術の向上に努める。

五 学業指導を強化充実する

(一) 児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、個々に応じた学習が行われるように努める。

(二) 学業不適応の要因を的確にとらえ個々に即した指導方針を立て、適切な指導を推進する。

(三) 学級担任と教科担任の密接な連携協力のもとに学業指導を進め、学習意欲の向上に努める。

六 児童生徒の事故防止に努める

(一) 日常生活の指導を強化充実し、予防指導に努める。

(二) 問題徴候を的確に把握し、早期指導に努める。

(三) 家庭との連絡を密にするとともに、保護者の啓発に努め、学校と家庭が一体となって事故防止に努める。

(四) 小・中・高等学校の連携を密にするとともに、地域住民、関係諸機関諸団体の協力を得て、校外における指導が適切に進められるよう努める。

(五) 問題行動の多い児童生徒については、積極的に専門家の援助を受け、適切な指導、措置がとれるように努

める。

(六) 事故発生の場合は、表面的な原因の究明にとどまらず真因を明らかにするとともに、適切な事後指導を継続する。

進路指導

中学校

進路指導は、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら将来の進路の選択や計画をし、就職または進学して、更にその後の生活において自己をよりよく実現することを指導・援助する教育活動である。

つまり、進路指導とは、変動する社会の中で、正しく自己を生かすことができるように、しっかりと人生観・職業観を進路との結びつきの上で自覚させる指導であり、将来の生活における「生き方」の指導・援助であるといえる。

このような認識に立って、次の事項について一層努力する。

一 共通理解を深め、指導体制を確立する

(一) 進路指導の意義について理解を深

め、全教師が一体となって指導を推進する。

(二) 進路指導主事、学級担任教師だけでなく、全教師が組織的に指導を推進する体制を確立する。

二 指導計画を改善し、計画的に指導をすすめる

(一) 指導が三年生に集中することなく三か年を見通した指導が毎学年適切に実施されるよう計画する。

(二) 指導が、進路の選択、特に進学の指導に偏ることなく、進路指導本来のねらいが達成できるよう計画を改善する。

(三) 適切な時数を確保し、充実した指導ができるようにする。

三 家庭や関係諸機関との連携を強化する

(一) 保護者の啓蒙に努め、理解と協力の体制を確立する。

(二) 職業指導関係機関及び高等学校等との連携を強め、適切な情報の収集に当たるとともに、進路指導について相互理解を深めるよう努める。

高等学校教育

五十七年度は、新しい学習指導要領による教育活動が展開される初年度に当たり、各学校においては、すでに生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程に基づき、生徒一人一人が、真に意欲的、積極的で、しかも充実した学校生活を送り、特色ある学校づくりのための諸準備に万全を期することが望まれる。

更に、新しい理念に基づいた教育課程の趣旨を日常の教育活動によりよく生かすために、国民的教育機関としての高等学校教育のあり方について、全教職員の共通理解を図りながら、人間の一生を通じた学習の基礎を培うものとしての高等学校教育の役割を十分に認識し、学校全体が有機的な統一体として機能し、生徒一人一人を生かす豊かな教育活動の展開が強く期待されるのである。

そのためには、現在の生徒の多様な能力・適性を十分配慮した学習指導を展開する必要があり教育の実践の場における指導方法の改善と教師自身の指導力の向上をめざした日常的の積極的

